

バリアフリー基準について (ホテル又は旅館)

第16回部会における論点

(1) ホテル又は旅館のバリアフリー化について、どう考えるべきか

① ホテル又は旅館におけるバリアフリー化の必要性

- 大阪での万博開催を踏まえ、外国から障がいを持った方の参画も想定されることから、大阪のホテルの基準も改正すべき。〔当事者：部会〕
- 車いす利用者用客室はホテルに1室しかない場合が多く、予約済の場合、一般客室では対応できない場合が多い。〔学識経験者：部会〕
- 法改正で車いす利用者用客室の設置基準が改正されたが、一般客室を基準化してどこまで対応しないといけないのか検証も必要。〔当事者ヒア〕
- 車いす利用者用客室の利用は年に数回しかなく、全ての一般客室にバリアフリーの基準を適用することは疑問。必要な一定割合の一般客室に基準を適用するのが現実的。〔ホテル事業者ヒア〕
- 国の法改正により、車いす利用者用客室を複数設置する場合があり、経営が厳しくなる。東京都の一般客室の基準も階高を上げる必要があり、敷地や周辺道路の状況によりホテルを供給できない可能性大。〔ホテル事業者ヒア〕

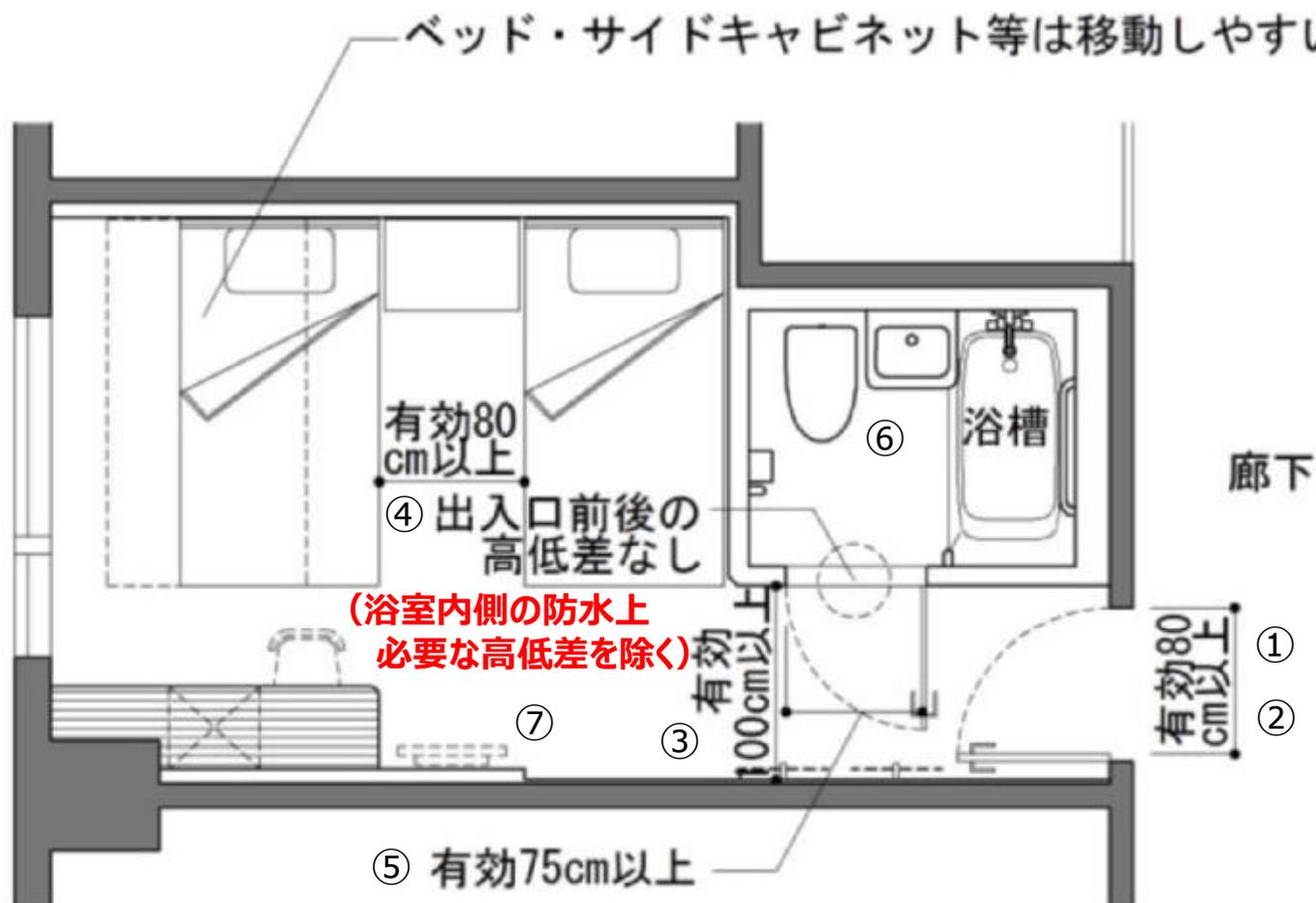
② 一般客室のバリアフリー基準の基本的な考え方

- ⊘ どこまでの範囲を対象とするのか、あくまで可能なことを基準として盛り込むべき。
〔学識経験者：部会〕
- ⊘ 車いす使用者が**100%**満足するものを目指すとハードルが高くなる。〔学識経験者：部会〕
- ⊘ 一般客室のため、多少不自由なのは前提の上ではないか。元気な車いすの方も多く、扉幅も車いすが入れば問題ないと考えている方もかなりいる。〔学識経験者：部会〕
- ⊘ 基準を規定しても、いざ使用してみると使えない場合もある。一人で安心して使えると思えるものにしないと、基準を規定する意味がない。〔当事者ヒア〕

③ 一般客室のバリアフリー基準における留意事項

- ⊘ 技術的課題が解決してもコストが高くなれば、性能が担保される商品の標準化・工業化がされるような状況を作らないと、一般客室全てをバリアフリー化できない。〔学識経験者：部会〕
- ⊘ **Tokyo2020** アクセシビリティ・ガイドラインを参考にしてほしい。〔当事者ヒア〕
- ⊘ 外国人への対応として、シャワールームの設置も増えてきている。現状のユニットでは、扉**70cm**以上の製品はない状況。〔メーカーヒア〕

(2) ホテル又は旅館のバリアフリー基準を具体的にどのように規定するか



資料：ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）（案）

① 客室出入口の幅

- Ø 東京都をはじめ、**Tokyo2020** アクセシビリティ・ガイドライン、国基準案（建築設計標準）のいずれも、客室出入口の幅を**800mm**以上と規定。
- Ø すでに多くのホテルで**800mm**以上は確保できている。〔設計事務所等ヒア〕

② 扉の引き戸化

- Ø 東京都は規定なし。
- Ø 車いす利用者にとっては、出入口のドアは開き戸ではなく、引き戸にすべき。〔部会〕
- Ø 通常ビジネスホテルの場合、間口は**2,500～3,000mm**が一般的であるが、引き戸を採用した場合、パイプスペースとの関係で対応が困難。ホテルの場合遮音性は重要だが、引き戸の場合、遮音性能が落ちる。〔設計事務所等ヒア〕

→ 遮音性能については、厚さ**0.6mm**の化粧鋼板で製作する場合は**T-1**等級となる。開き戸の場合は、厚さ**0.6mm**でも裏打ち材を張れば**T-2**等級となるが、引き戸の場合は吊り装置が裏打ち材の重量に耐えられないため、化粧鋼板での**T-2**等級は不可。引き戸を普通鋼板の厚さ**0.8mm**にすれば**T-2**等級になるが、開き戸とデザインが変わる。なお、引き戸でも床とのすき間を塞ぐゴムの設置は可能。〔建具メーカーヒア〕

※ 化粧鋼板の厚さは**0.6mm**が最大

Ø 車いす使用者用客室の場合は、扉の引き戸化が基準化されても、コストを含め対応は可能だと考える。〔ホテル事業者ヒア〕

Ø 扉のコスト比較（建具メーカー見積り）

開き戸（有効**800mm**、**T-1**）→ 約**36万円**／枚

〃（〃 **800mm**、**T-2**）→ 約**40万円**／枚

引き戸（〃 **800mm**、**T-1**）→ 約**85万円**／枚

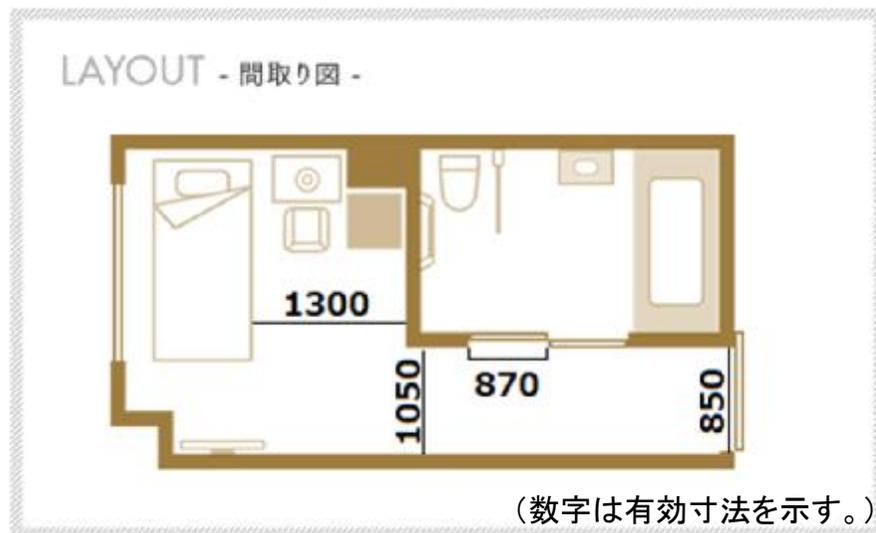
※ 遮音性能について

JIS A 4706、**JIS A 4702**により、下表の等級が決められている。

遮音性能等級	T-1	T-2	T-3	T-4
遮音性能 (500Hz帯)	25db	30db	35db	40db

例えば、**T-2**では外の音を**30db**遮音することができる。

引き戸を採用した事例



車いす使用者用客室

広さ 18㎡

ベッドサイズ 120×195cm

- ・入口扉は一般客室の扉と同じデザイン仕様
- ・入口扉はタッチ式のカード錠(オートロック)
室内側からは壁に設置のボタンで開錠
- ・廊下側からは吊り装置が見えないような内装
(室内側からは見える。)
- ・音に関する苦情は出ていない。



BF客室



一般客室

③ 通路幅の確保（便所又は浴室等（ユニット含む）への出入り、ベッドへの移乗の確保）

Ø 東京都は、経路幅**700mm**で案を作成していたが、パブコメを踏まえ、

「出入口の幅を**800mm**確保する基準があれば、経路幅を規定しなくても一定程度の空間確保がなされると考えられることから、経路幅について、条文には規定しない」ことにした。

Ø バジェット系ホテルでは、通路幅の確保は間口の拡大を伴い、事業性に影響する。〔東京都パブコメ、設計事務所等ヒア、ホテル事業者ヒア〕

Ø ユニットへの出入りに、コンパクト型手動車いすでは**750mm**、電動車いす等は**1000mm**の通路幅が必要。〔検証〕

Ø ベッドへの寄付きは、斜めにアプローチする場合があります、**800mm**必要。〔検証・コンパクト型〕

④ 通路と便所又は浴室等（ユニット含む）との段差の解消

○ 東京都は、「防水上必要な最低限の高低差」と規定。（数値記載なし）

○ 高低差25mmでは、全ての車いすで入ることはできるが、一部の車いすでは前輪が引っ掛かり出ることができない。〔検証〕

→ 各メーカーの現状：A社（約25mm ショールーム実機の計測による）

B社（約21～50mm カタログ図面による）

○ バジェット系ホテルは、段差の解消は階高の変更を伴い、事業性に影響するとの見解。
〔設計事務所等ヒア、ホテル事業者ヒア〕

⑤ 便所又は浴室等（ユニット含む）の扉幅の確保

○ 東京都は、700mmを義務化、750mmを努力義務化。

○ 726mmであれば、どの車いすでも、ほぼ対応が可能。〔検証〕

○ 一部のメーカーでは、1216以上のユニットで750mmの扉を開発中。〔メーカーヒア〕

→ 短辺入りの場合は、手すりや操作盤、ペーパーホルダーなどの設置が困難なため物理的に不可な場合もある。

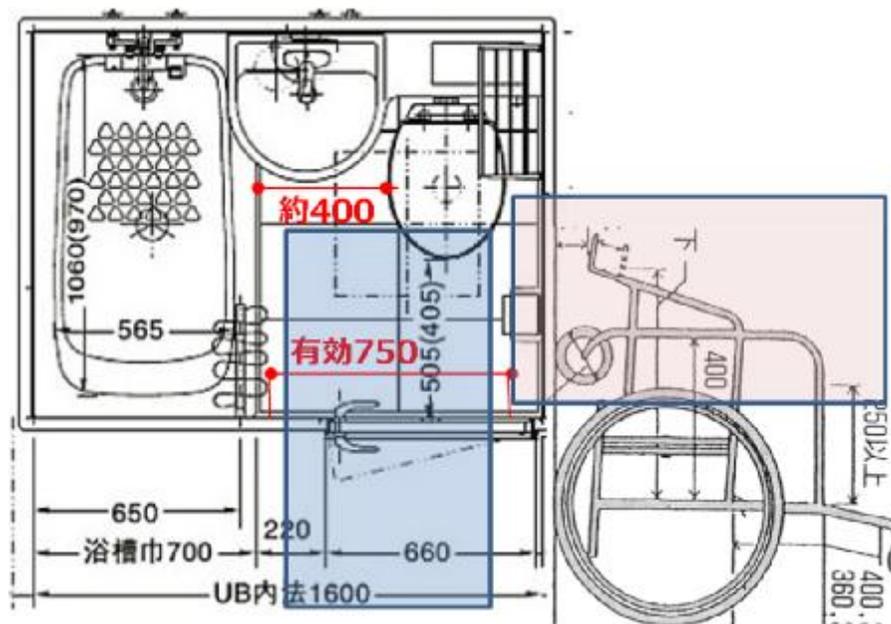
⑥ 浴槽、洗面台、便器への寄付き確保

- Ø 東京都は規定なし。**Tokyo2020**アクセシビリティ・ガイドラインでは、便座のみ規定。
- Ø **1418**のユニットは、長辺入りであれば、ほぼ、どの車いすでも洗面台への寄付きが可能。
〔検証〕

→ **1216**以下のユニットでは、寄付きは困難。〔下図〕

1418の短辺入りは、コンパクト型以外の車いすは寄付き困難（**1620**以上必要）

TOTO ERV1216



資料：TOTO ユニットバスルーム カタログ 2017.7に基づき大阪府で作成

⑦ 車いす方向転換スペースの確保

○ 東京都は規定なし。

○ Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインでは、「一般客室内に少なくとも1箇所、直径1,200mm（または1,200mm×1,200mm）のスペース確保」と規定

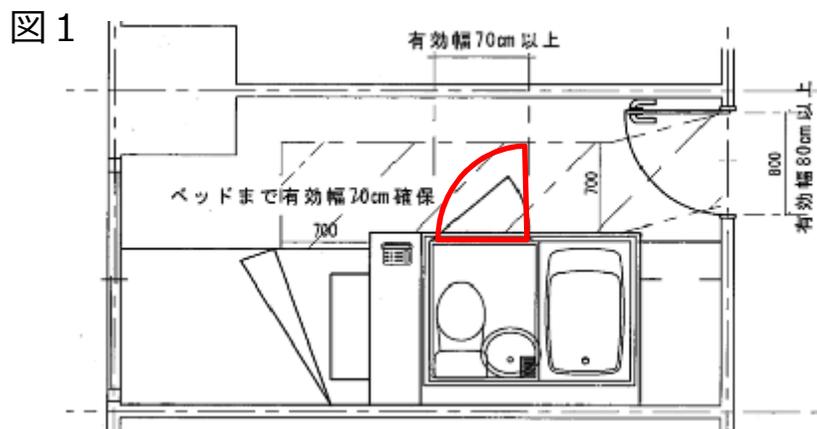
○ 便所又は浴室等の扉が、客室出入口方向に開く場合、方向転換しないと利用困難【図1】

○ 一般客室に正面から入ると、方向転換スペースがない場合、バックでは客室出入口の扉を開けられない。〔当事者ヒア〕

○ 一部の車いす使用者は、一般客室に廊下からバックで入ることもある。〔当事者ヒア〕

○ 東京都の参考図では、ベッドの向きを変え窓際にもっていけば、机を置いても移乗スペース、方向転換スペースを確保できるのではないか。【図2】

机等が可動のものかどうかということも重要。〔当事者ヒア〕



既制度における一般客室のバリアフリー化の目的

○ 国土交通省

(ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正) (平成31年3月29日改正)

- 「車椅子使用者用客室」に加えて、高齢者、肢体不自由者、妊産婦やけが人等の一時的に制限を受ける人々、児童・乳幼児等、より多くの利用者にとって使いやすい一般客室を整備する。
- 多くの利用者にとって使いやすい一般客室を整備することは、車椅子使用者が各々の利用特性やニーズに応じて、車椅子使用者用客室以外の客室を選択できることにもつながる。
- また段差等のない一般客室に情報伝達設備や備品の貸し出しを組み合わせることは、視覚障害者や聴覚障害者にとって使いやすい客室の提供にもつながる。

○ 東京都

(建築物バリアフリー条例の改正) (平成31年3月29日公布、令和元年9月1日施行)

- ホテル又は旅館の一般客室について、バリアフリーの義務基準を設けることで、今後の超高齢社会の進展等を見据え、高齢者や障害者など、より多くの人々が利用しやすい宿泊環境を整える。

ホテル又は旅館の一般客室におけるバリアフリー基準の比較表

		Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン (車いす使用者に配慮した客室)	国基準案 (建築設計標準) H31.3.29改正	東京都基準 H31.3.29公布 R元9月1日施行
客室出入口の幅		80cm以上	80cm以上	80cm以上
経路	浴室まで	—	100cm以上	旧 70cm以上 → —
	1ベッドまで	—	—	旧 70cm以上 → —
便所浴室等	段差	客室内は完全に段差なし (どうしても無理な場合は25mm 以下かつ乗り越えやすい形状)	扉の前後に高低差なし (防水上必要な最低限 の高低差を除く)	扉の前後に高低差なし (防水上必要な最低限 の高低差を除く)
	出入口の幅	80cm以上	旧 80cm以上 (少なくとも 70cm以上) → 原則として 75cm以上	旧 70cm以上 → 70cm以上義務 75cm以上努力義務
	浴槽等への寄付き	便座：片側に移乗スペース	—	—
	手すり・操作盤	浴槽手すり設置 操作盤 140cm 以下	適切配置	—
ベッド側面移乗スペース		少なくとも片側 1箇所 に 80cm以上	80cm以上	—
車いす方向転換スペース		直径 120cm 又は 120cm×120cm	確保望ましい	—

ユニットバスルーム（以下、ユニット）のモデルによる当事者の利用検証

- 通路幅は、コンパクト型手動車いすは**750mm**、電動車いす等は**1000mm**必要。
- 段差**25mm**では退室時に前輪が引っかかる車いすあり。扉幅**726mm**でぎりぎり。

車いす 情報	使用車いすの種類						
			手動車いす (コンパクト型)	手動車いす (標準型)	電動車いす (自採用・標準型)	電動車いす (自採用・簡易型)	
	被験者の状況		上肢問題なし (高齢)	上肢が不自由 (介護あり)	上肢が不自由	上肢が不自由	
	全幅 () 内はカバン含む		540	570	643	600 (630)	
	全長 () 内はつま先含む		795 (900)	980 (1085)	990 (1050)	1110 (1200)	
使用 状況	浴室前通路幅の必要寸法		750	800 →介助無しであればこれ以上必要	1000	1000	
	出入の状況	段差	入室	○	△～×	○	○
			退室	△	△～×	△	×
	幅		○	△	○	○	
	洗面器への寄付き（長辺入）		○	△	○	○	
洗面器への寄付き（短辺入）※		△	×	×	×		

※ 短辺入については、長辺入の検証結果による推定

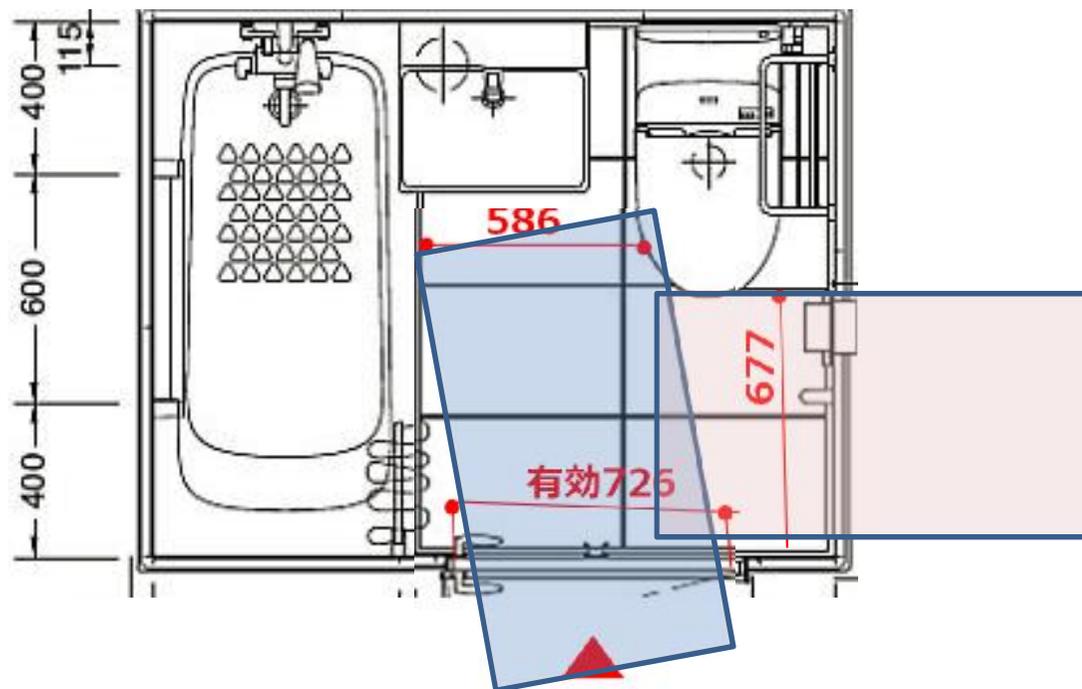
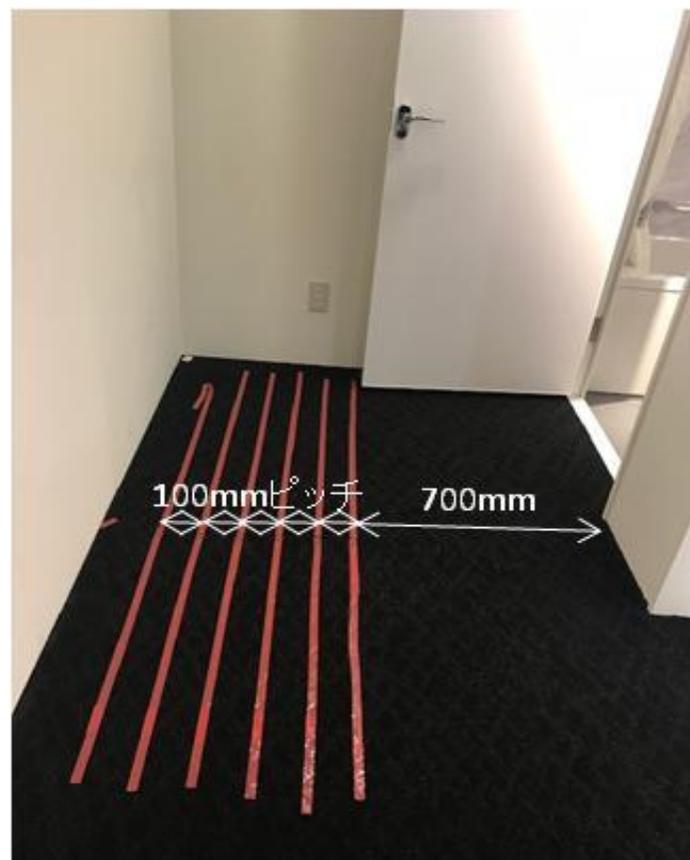
単位：mm 14

利用検証したユニットバスルーム

検証日：2018年12月19日

場所：TOTOテクニカルセンター大阪

対象ユニット：TOTO ENV1418 (扉：有効開口726 長辺側に設置)



資料：TOTO ユニットバスルーム カタログ 2017.7に基づき大阪府で作成

東京都 条例案の概要

■ 一般客室までの経路

道等及び車いす使用者用駐車施設から一般客室までの経路のうち1以上を、階段又は段を設けない経路にしなければならない。ただし傾斜路、エレベーター又は昇降機を併設する場合は、この限りではない。

■ 一般客室内の基準（和室部分は除く）

- ① 一般客室の出入口の幅は、**80cm**以上とすること。
- ② 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は**70cm**以上とすること。
- ③ 一般客室内に階段又は段を設けないこと。ただし、次に掲げる場合は除く。
 - ・ 同一客室内において複数の階がある場合
 - ・ こう配1 / 12を超えず、幅**70cm**以上の傾斜路を併設する場合
 - ・ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合
- ④ ~~客室出入口から1のベッド、便所及び浴室等までの経路の幅は**70cm**以上~~
- ⑤ 建築主等は、②の規定にかかわらず、一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅が**75cm**以上となるよう、努めなければならない。
- ⑥ 知事は、一般客室内の1以上の便所及び**1**以上の浴室等の出入口の幅が**75cm**以上となるよう、必要な施策の推進に努めなければならない。
- ⑦ 知事は、この条例の施行後**3**年以内に、改正後の条例の規定の施行状況、高齢者、障害者等の施設の利用状況、国が定めるホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等国の施策状況その他社会環境の変化を勘案し、当該規定について検討を加え、その結果に基づき、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

※ ホテル又は旅館の対象は、床面積**1,000m²**以上
見え消しはパブリックコメントからの修正点

バリアフリー法のホテル又は旅館の車椅子使用者用客室の基準

○ 車いす使用者用客室の設置数に係る基準

	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
車いす使用者用客室の設置数	<ul style="list-style-type: none"> 客室総数50以上:1以上 →客室総数の1/100(1%)以上(2019年9月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 客室総数200以下 :客室総数の1/50(2%)以上 客室総数200超 :客室総数の1/100(1%)+2以上

○ 車いす使用者用客室の構造に係る基準

	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
出入口	<ul style="list-style-type: none"> 幅:80cm以上 戸を設ける場合:自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと 	
便所 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 便所内に以下を満たす車いす使用者用便所を設けること <ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること 	
車いす使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口	<ul style="list-style-type: none"> 幅:80cm以上 戸を設ける場合:自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと 	
浴室又はシャワー室 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が円滑に利用することができる構造(以下の構造)であること <ul style="list-style-type: none"> 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること 	
出入口	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口と同様 	

※1:当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便所が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合を除く。

※2:当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(車いす使用者用浴室等が設けられ、出入口基準を満たすもの)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合を除く。